

■口座振替受付サービス（収納機関受付方式）を行う者の承認基準

- 1 口座振替受付サービス（収納機関受付方式）において、自動払込みの利用申込みを受け付けることができること。
- 2 端末設備を管理する者が定められ、安全管理がなされていること。
- 3 端末設備を所有又は使用する者が、次のとおりであること。
 - (1) 端末設備による自動払込みの利用申込みにおいて、恒常的な利用が見込まれること。
 - (2) 端末設備による自動払込みの利用申込みの実施によりゆうちょ銀行の事業の信用を害するおそれのないこと。